

豊富な耐震化支援策で 安心安全な住まいづくりを促進

地震から市民の皆さんの命や住まいを守るため、市では、安心安全な住まいづくりを促進しています。

ここでは、木造住宅を対象とした新たな助成制度をはじめ、4月以降に受付を開始する、さまざまな住宅の耐震化支援事業を紹介します。

助成率90%、小規模工事でも利用可 新たな木造住宅耐震改修助成制度

4月20日
受付開始

耐震性が確実に向上し、比較的費用負担の少ない工事をメニュー化した助成制度「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」を開始。**対象** 昭和56年5月31日以前着工の木造住宅の所有者・居住者・居住予定者。**募集数**＝先着500件程度。**助成額**＝メニューごとに工事費用の10分の9（上限60万円）。**申込み** 市すまい耐震支援窓口、区役所・支所などで4月10日から配布のパンフレット（ホームページ<16面左下欄参照>にも掲載）を確認の上、4月20日から。

着工前に、写真と書類の提出による即日審査を行います。事前の耐震診断は不要なので、速やかな着工が可能です。



③建物の四隅への耐震壁設置 助成額の上限：30万円

※建物形状などによる条件有。京町家など、昭和25年以前着工の伝統的な建て方による住宅は利用不可。

④床面などの強化 助成額の上限：10万円

例：2階の床や屋根の骨組みに、**火打梁**（変形を防ぐ部材）などを設置する工事。

⑤1室を耐震化するシェルターの設置 助成額の上限：60万円

市内での仕事や雇用の確保につなげるため、①～④の施工者は、本社が市内にある事業者に限ります。



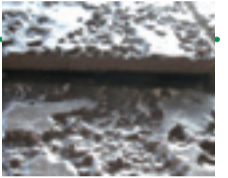
<付帯工事メニュー>

助成額の上限：合計10万円 ※付帯工事のみの利用は不可。

①外壁などの補修

例：外壁材のめくれやモルタルの劣化などを補修。

めくれた
外壁材▶



②雨樋の補修

③建物の沈下や腐朽の原因となる土管の撤去

④土台や柱など床下を補修した場合のシロアリを防ぐ処理

シロアリを防ぐため
の薬剤散布▶



<主な工事メニュー>

①建物の健全化

助成額の上限：30万円

例：根継ぎなどにより、土台や柱の劣化、シロアリによる被害を補修する工事。

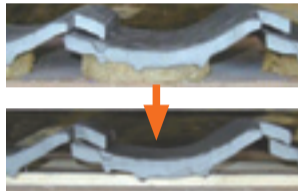


◀**根継ぎ**：柱や土台の腐った部分を取り除き、新しい材料で継ぎ足すこと。

②屋根の軽量化

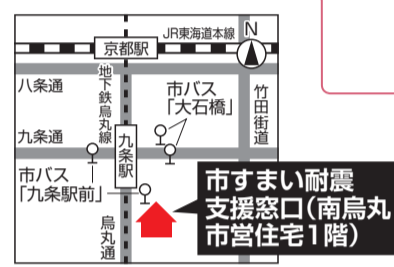
助成額の上限：30万円

例：瓦をふくための土を取り除き、瓦をふきなおす工事。



土ふき

棧ふき



【問合せ】市すまい耐震支援窓口
☎644-5874 FAX644-9588
受付日時＝午前10時～午後5時
（水曜・祝日は休み）

その他の支援制度

※いずれもその他要件・審査有。**④⑦**の耐震診断は、**①**による診断の他、建築士等による診断（要件有）でも可。

問合せ **①④⑨** 市すまい耐震支援窓口（☎644-5874、FAX644-9588）、**②③⑨** **②③** 建築安全推進課（☎222-3613、FAX212-3657）、**⑤～⑧** 住宅政策課（☎222-3666、FAX222-3526）。

①耐震診断士派遣

対象 ①昭和56年5月31日以前着工で、延べ面積200㎡以下の木造住宅の所有者。②昭和25年以前建築の京町家の所有者。**募集数**＝①180件程度②80件程度。先着順。**料金** ①2000円②5000円。**申込み** 市すまい耐震支援窓口、建築安全推進課（地下鉄市役所前駅 市役所北庁舎2階）で4月2日から配布の申込書（ホームページ<16面左下欄参照>にも掲載）で、4月20日から。

上限額が23年度の2倍に！

②分譲マンション耐震診断助成

対象建築物＝昭和56年5月31日以前着工の分譲マンション。**対象者**＝耐震診断の実施について総会で決議した管理組合。**募集数**＝先着4件程度。**助成額**＝費用の3分の2（上限200万円）。**申込み** 建

築安全推進課に要事前相談。

上限額が23年度の2倍に！

③特定建築物耐震診断助成

対象 昭和56年5月31日以前着工の特定建築物。**募集数**＝先着5件程度。**助成額**＝費用の3分の2（上限200万円）。**申込み** 建築安全推進課に要事前相談。

④木造住宅・京町家等耐震改修助成

対象 耐震診断の結果安全性が低い①昭和56年5月31日以前着工の木造住宅②昭和25年以前建築の京町家他。**募集数**＝①30件程度②5件程度。先着順。**助成額**＝工事費用の2分の1＋30万円（上限①90万円②120万円<景観重要建造物等に指定の場合は上限160万円>）。**申込み** 市すまい耐震支援窓口へ来所。

⑤分譲マンション建て替え

・**大規模修繕アドバイザー派遣**
対象 建て替えや大規模修繕を検討中の分譲マンションの管理組合。**募集数**＝先着7件程度。**派遣回数**＝6回以内（初回から1年以内）。**料金** 専門家1人1回派遣につき2000円。**申込み** ☎で、すまい体験館（☎693-5131）。

⑥分譲マンション耐震改修助成

対象建築物＝昭和56年5月31日以前着

工の分譲マンション。**対象者**＝耐震改修の実施計画について総会で決議した管理組合。**助成額**＝設計・工事費用の2分の1（1戸当たり上限60万円、1棟当たり上限4800万円）。**申込み** 住宅政策課に要事前相談。

⑦木造住宅耐震改修・建て替え融資

対象 耐震診断の結果安全性が低い木造住宅について、①耐震改修を行う方②住宅金融支援機構の融資「フラット35」を併用して建て替えを行う方。**融資額**＝上限①300万円②700万円。**利率**＝0.4%（24年3月時点。金融情勢による改定有）。**申込み** 工事着工前に取扱金融機関へ。

⑧分譲マンション共用部分

バリアフリー改修助成
対象 共用の廊下や入口等のバリアフリー改修工事を行う分譲マンションの管理組合。**募集数**＝7件程度。多数抽選。**助成額**＝費用の2分の1（1棟当たり上限100万円）。**申込み** 住宅政策課に事前相談の上、4月16日～5月25日（必着）に。

新制度

⑨耐震改修計画作成助成

対象建築物＝昭和56年5月31日以前着

工で、耐震診断の結果倒壊の危険性がある①木造住宅②分譲マンション③緊急輸送道路（重要路線）沿道の特定建築物。**対象者**＝対象建築物の①所有者・居住者②管理組合③所有者。**募集数**＝①100件程度②4件程度③5件程度。先着順。**助成額**＝計画・設計・工事費見積もりの費用の①10分の9（上限15万円）②3分の2（上限200万円）③全額（上限300万円）。**申込み** ①4月20日から、市すまい耐震支援窓口へ来所②③建築安全推進課に要事前相談。

新制度

⑩特定建築物耐震改修助成

対象 昭和56年5月31日以前着工で、耐震診断の結果倒壊の危険性がある緊急輸送道路（重要路線）沿道の特定建築物。**助成額**＝費用の3分の2（上限200万円）。**申込み** 建築安全推進課に要事前相談。

特定建築物とは

災害時に防災拠点となる病院や避難所、倒壊により緊急輸送道路等をふさぐ恐れのある建築物。